

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	文化観光国際部	世界遺産登録 推進課	H27.4.1	世界遺産登録推進に 係る広告物掲出	2,376,000	大村市箕島町593 長崎空港ビルディング 株式会社 代表取締役社長 日高 誠一郎	世界遺産登録推進に向け、県内のみならず、首都圏等県外での啓発・情報発信について、さらに積極的な展開を行っている。このような中、毎日首都圏を含む幅広い地域からも多数の利用がある長崎空港ビル掲示板等へ広告物を掲示することは、県内外に対し、高いIPR効果が見込まれる。このため、空港内広告物について、空港を管理運営する唯一の団体である長崎空港ビルディング株式会社と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
2	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.4.1	平成27年度「売り込もう県産品拠点づくり事業」業務委託	4,500,000	長崎市大黒町3-1 一般社団法人 長崎県物産振興協会 会長 黒田 隆雄	本事業は、特産品新作展入賞商品を中心とした県産品を広く宣伝紹介するとともに販路開拓を図るもので、(一社)長崎県物産振興協会が県内外の百貨店で開催している物産展における事業展開が効果的である。	第167条の2 第1項 第2号
3	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.4.1	平成27年度「首都圏での長崎情報発信・営業拠点づくり事業」県産品販売コーナー運営業務委託	7,290,000	長崎市大黒町3-1 一般社団法人 長崎県物産振興協会 会長 黒田 隆雄	本契約は、長崎県産品の新たな商品開発やPR手法の確立のほか、消費拡大と新たな需要拡大を図ることを目的として、「長崎県東京産業支援センター」内に設置している県産品販売コーナーの設備・運営の管理を委託するものである。そのため、設備・運営を効率的に管理し、長崎県産品を幅広く扱う業者は、長崎県東京産業支援センター内に支所を有し、県内事業者が会員となっている(一社)長崎県物産振興協会のみ委託先が限定され、競争入札には適しない。 委託先の(一社)長崎県物産振興協会は、県産品の振興を目的として設立された法人であり、他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能であるので、(一社)長崎県物産振興協会と1者随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	文化観光国際部	国際課	H27.4.1	平成27年度長崎県韓国政策アドバイザー業務委託	6,982,872	佐世保市三浦町13番43号 大和T&C株式会社 代表取締役 井手 研志	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、韓国語が堪能であること、韓国現地の事情・政策等に精通していること、本県の事情に精通していること、韓国に活動拠点を有すること、を満たす必要がある。大和T&C株式会社は本県の観光・交通関係の業務を行っており、大村営業所長である黄日輝氏は元長崎県ソウル事務所の職員として本県の業務に携わった経験がある。大和T&C株式会社は～の条件を満たしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2 第1項第2号
5	文化観光国際部	国際課	H27.4.1	平成27年度長崎県釜山アドバイザー業務委託	1,816,284	大韓民国釜山広域市釜山鎮区釜田路117番地郷軍会館403号 社団法人 釜山国際親善協会 理事長 曹 大煥	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、釜山をはじめ韓国南部の事情および本県事情に精通した者にアドバイスを求めることを目的としている。そのためには、本県の韓国政策を深く理解していること、本県と韓国(特に釜山)との交流事業等に携わった経験があること、韓国(特に釜山)現地の情報収集能力や通話・翻訳能力が長けていること、を満たす者に委託する必要があるが、社団法人釜山国際親善協会は～の条件を満たしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2 第1項第2号
6	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.4.10	平成27年度対中国ビジネスコンサルタント業務委託	1,980,000	中国北京市朝陽区十八里店朝陽口岸陸港大樓215室 北京軒英馳海国際貨運代理有限公司 總經理 賈 宏炬	中国において円滑に輸出業務を進めるためには、良好なコネクションを形成することが不可欠であるが、そのような関係を構築するためには長い期間を要する。当コンサルは平成17年以降本県との関係を有し、本県産品に関する造詣も深く、専門性を有している。このような人材を毎年の入札により確保することは中国においては非常に困難であり、事業効果や効率性からみても現コンサルに委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	文化観光国際部	国際課	H27.4.17	長崎県対中国PR業務委託契約	9,640,000	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビーアール株式会社 代表取締役 上村 巍	H24～H25は一般競争入札(総合評価方式)により相手方を決定する請負契約で実施したが、H25年度の包括外部監査において、監査人より「契約内容が委任契約に近いのではないか」という見解が示されたため、契約内容の精査を行った。 請負契約とした場合、メディアコンタクトなどの活動が成果となるが、本業務は、「メディアコンタクトなどの活動の結果としてメディア等への掲載」を目指すものである。メディアコンタクトなどの活動そのものは成果ではなく労務の提供を受けるものであり、委任契約に近いと判断した。 委任契約については、一般競争入札による相手方の決定ができないため、公募型プロポーザルにより広く募集を行い、提案内容に基づき決定した。	第167条の2 第1項第2号
8	文化観光国際部	国際課	H27.5.1	長崎県対韓国PR業務委託契約	6,376,471	長崎市大黒町14-5 株式会社JTB九州長崎支店 支店長 中川 信治	H25は一般競争入札(総合評価方式)により相手方を決定する請負契約で実施したが、H25年度の包括外部監査において、監査人より「契約内容が委任契約に近いのではないか」という見解が示されたため、契約内容の精査を行った。請負契約とした場合、メディアコンタクトなどの活動が成果となるが、本業務は、「メディアコンタクトなどの活動の結果としてメディア等への掲載」を目指すものである。メディアコンタクトなどの活動そのものは成果ではなく労務の提供を受けるものであり、委任契約に近いと判断し、H26から、委任契約に移行した。なお、委任契約については、一般競争入札による相手方の決定ができないため、公募型プロポーザルにより広く募集を行い、提案内容に基づき決定した。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.5.11	平成27年度「長崎県 産品海外販路拡大事 業」業務委託	20,887,200	長崎市大黒町3-1 株式会社長崎県貿易公社 代表取締役社長 瀧本 磨毅穂	本契約は、中国をはじめとするアジア地域での本県産品の販路拡大を図るため、販促フェア等の運営、商談会等の参加、パイヤー招へいに関する業務全般を委託するもので、この事業を効果的に行なうためには、本県産品や貿易関係団体、海外のパイヤーなどに関する知識や情報、人脈を有し、通関検査や販促フェア運営等専門的で高度な能力、経験を合わせ持つ団体であることが必要である。 (株)長崎県貿易公社は、昭和38年に貿易振興のために設立された県が出資する第3セクターであり、県産品に精通した商社で、海外での販促フェア実施の実績もあるなど、当該事業の効果的な運営が可能な団体である。また、上記委託目的を達する団体・企業は(株)長崎県貿易公社以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
10	文化観光国際部	観光振興課	H27.5.18	長崎県亜熱帯植物園 地すべり対策調査業 務	4,914,000	東京都千代田区九段南4-8-21 (一財) 砂防・地すべり技術センター 理事長 近藤 浩一	当地区(長崎市脇岬町)で発生している地すべりは、地層の性質上、特殊なものであり、全国の地すべりでも事例が多くなく、評価や判断を行える実績は砂防・地すべりセンターしかないとの土木部からの見解がある。「一般財団法人 砂防・地すべり技術センター」は、砂防・地すべり、がけ崩れ対策等に関する研究及び技術開発を行って、砂防等の技術の向上を図るとともに、その成果を広く社会に提供し、もって国土の保全と国民生活の安定に資することを目的に設立された公益法人である。 上記法人は、総合的な地すべり対策の計画立案に関わる業務に携わっており、代替性のない知識、経験を有している。更に、上記法人は、これらの検討を行うのに不可欠な知識と経験を十分に有していることから唯一性が認められるとの土木部からの助言を受けていることもあり、当業務の契約先は、当該団体に限られる。	第167条の2 第1項第2号
11	文化観光国際部	文化振興課	H27.5.20	長崎県美術資料購入	1,728,000	京都府八幡市橋本興正1-7 大黒屋美術画廊	美術資料については、入手先が特定されることから、一者との随意契約による購入をせざるを得ない。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	文化観光国際部	文化振興課	H27.5.20	長崎県美術資料購入	19,440,000	富山県富山市磯部町2-8-1 (有)香希画廊 代表取締役 宮島 香世	美術資料については、入手先が特定されることから、一者との随意契約による購入をせざるを得ない。	第167条の2 第1項第2号
13	文化観光国際部	文化振興課	H27.5.20	長崎県美術資料購入	5,400,000	個人	美術資料については、入手先が特定されることから、一者との随意契約による購入をせざるを得ない。	第167条の2 第1項第2号
14	文化観光国際部	文化振興課	H27.5.20	長崎県美術資料購入	2,970,000	愛知県名古屋市中区栄1-12-10 (株)名古屋画廊 代表取締役 中山 真一	美術資料については、入手先が特定されることから、一者との随意契約による購入をせざるを得ない。	第167条の2 第1項第2号
15	文化観光国際部	観光振興課	H27.5.22	「県内観光地周遊促進対策事業」及び「長崎県総おもてなし運動推進事業」の啓発に関する広告掲載業務	2,160,000	長崎市茂里町3-1 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 才木 邦夫	当業務は県民に対して、県民の県内旅行の促進及び長崎県総おもてなし運動を広く周知することを目的としており、その目的達成に向けては身近にあり、読者が繰り返しの確認や保存が可能であることなどから新聞を活用した発信が効果的であると判断した。 県内の新聞出版社については、主として5社あるが、発行部数約18万部、本県においてはシェア48%を占める長崎新聞を活用することがもっとも効果的であると判断されるため、長崎新聞社を契約相手方としたい。 なお、出稿にあたっては、2ヶ月に1度の頻度(計6回)で本紙中央部の見開きを使ったエリア別・テーマ別の県内観光地の特集及び連動した旅行商品等を広告掲載することにより、県民に対して強く訴求することを予定している。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	文化観光国際部	国際課	H27.5.25	ベトナムにおける長崎 県情報発信業務	1,061,400	東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 株式会社 シータス&ゼネラルプレス 代表取締役社長 宮崎美紀	<p>本業務は、ベトナムにおける本県の認知度向上を目的として、ベトナムとの歴史的なつながりや多数の留学経験者といった本県が有する特色を活用し、継続的な情報発信を行うものである。</p> <p>本業務の実施については、以下の～が必要となる。</p> <p>日本に興味関心のある現地ベトナム人向けに日本関連情報を扱っていること 紙媒体とウェブ双方で展開可能であること 日本語で業務を行えること 株式会社シータス&amp;ゼネラルプレスの現地法人が発行する日本関連情報に特化した情報誌「KILALA」は、最大都市ホーチミンを中心に発行部数5万部、読者数30万人を数えている(旅行や食品・料理への関心が高い中所得層以上の若い女性を中心)。</p> <p>また、情報誌と連動したSNSアカウントでは1万4千人を超えるファンを有し、その数は増加を続けている。ベトナムでは他に多様で高い情報発信力を持つところはないことから、株式会社シータス&amp;ゼネラルプレスと契約するものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
17	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.6.5	長崎県産品愛用テレビ スポット放送	1,080,000	長崎市金屋町1-7 株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 永井 譲二	<p>県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。</p> <p>本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等と呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、愛用と呼びかけるテレビスポットを県内全域への放送を行う民間テレビ局4社全てにおいて放送することにより、県民が目にする機会が増え、幅広い周知・PRのために有効であるため、各社との1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
18	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.6.5	長崎県産品愛用テレビ スポット放送	1,199,880	長崎市長町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 東 晋	<p>県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。</p> <p>本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等と呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、愛用と呼びかけるテレビスポットを県内全域への放送を行う民間テレビ局4社全てにおいて放送することにより、県民が目にする機会が増え、幅広い周知・PRのために有効であるため、各社との1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.6.5	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,080,000	長崎市出島町11-1 株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長 位寄 雅雄	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、愛用を呼びかけるテレビスポットを県内全域への放送を行う民間テレビ局4社全てにおいて放送することにより、県民が目にする機会が増え、幅広い周知・PRのために有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
20	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.6.5	長崎県産品愛用テレビスポット放送	1,198,800	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送 株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	県産品愛用推進のためには、多くの県民に広く県産品愛用の普及・啓発を行うことが必要である。 本業務は、県産品愛用月間やお中元・お歳暮の時期に、県産品愛用啓発等呼びかけるテレビスポット放送を行うものであり、愛用を呼びかけるテレビスポットを県内全域への放送を行う民間テレビ局4社全てにおいて放送することにより、県民が目にする機会が増え、幅広い周知・PRのために有効であるため、各社との1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
21	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	H27.6.19	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」多言語映像資料制作業務	5,253,953	港区赤坂5丁目3-6 株式会社 TBSビジョン 代表取締役社長 難波 一弘	本事業は、「長崎の教会群」世界遺産登録推薦書への添付資料としてH27年1月にユネスコに提出した映像資料を基に、「教会群」の海外での更なる周知啓発を目的としてフランス語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語版を作成するものである。 映像の編集においては、字幕・テロップの差替え、画像の調整などが必要となるため、契約の相手方は、ユネスコに提出した映像資料を制作し、関連映像素材の著作権を有するTBSビジョンに限られる。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	文化観光国際部	世界遺産登録 推進課	H27.6.29	JR3駅(長崎・佐世保・ 諫早)での広告	2,997,000	長崎市尾上町1-89 JR九州エージェンシー長崎支店 支店長 田口 直幹	本件は、JR3駅(長崎・佐世保・諫早)において、看板等広告により、「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の周知・啓発を図るものである。 実施にあたっては、上記3駅が県内の主要な交通の要衝となっていることから、広域的なPRにつながり、特に構成資産が県内広域に所在する「長崎の教会群」についてはPR効果が高いと考えられる。 本契約については駅構内の広告スペースを管理運営する団体であるJR九州エージェンシー長崎支店と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
23	文化観光国際部	文化振興課	H27.7.3	平成27年度地域発「ながさき文化のちから」 創生事業開催業務委託	3,000,000	対馬市峰町三根451番 対馬しまの文化・芸術活動推進 実行委員会 代表 棧原 吉昭	当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、離島・半島に住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。その目的を達成するためには行政、地域住民などを主体とする本実行委員会が地元での事前協議から実施までを担う必要があり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
24	文化観光国際部	文化振興課	H27.7.13	第60回長崎県美術展 覧会移動展開催業務 委託	2,498,144	長崎市出島町2番1号 長崎県美術展覧会実行委員会 委員長 江副 功	当業務は、美術鑑賞の機会が少ない離島等の住民を対象に、長崎県美術展覧会入賞等の優れた作品を移動展示するものである。移動展の実施にあたっては、長崎県美術展覧会の開催から引き続いての移動展で展示する作品の選定、移動展の実施、終了後の作品の返却まで一連の業務を長崎県美術展覧会実行委員会が責任をもって行うことで出品者の同意を得ており、移動展を同実行委員会以外で実施することは困難なため。	第167条の2 第1項第2号
25	文化観光国際部	国際課	H27.7.14	平成27年度資生堂TS UBAKIとタイアップし た長崎県PR事業業務	3,101,578	東京都中央区銀座7-2-22 共同ピーアール株式会社 代表取締役 上村 巍	本業務は、資生堂TSUBAKIとのタイアップキャンペーンであり、業務内容はWEB上でのキャンペーン運営、資生堂の販促イベントにおける本県のPR、キャンペーン当選者との連絡調整等であるが、長崎県対中国PR事業と密接に関わる事業内容であるため、同事業の受託者との随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号



平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	文化観光国際部	文化振興課	H27.7.22	平成27年度地域発「ながさき文化のちから」創生事業開催業務委託	5,000,000	五島市福江町1番1号 五島島の文化・芸術活動推進実行委員会 代表 江頭 直善	当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、離島・半島に住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。その目的を達成するためには行政、地域住民などを主体とする本実行委員会が地元での事前協議から実施までを担う必要があり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
27	文化観光国際部	文化振興課	H27.8.4	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」欧州PR事業業務委託	26,989,420	東京都港区虎ノ門1-23-1 (株)アサツー・ディ・ケイ 代表取締役社長 植野 伸一	本業務は、海外での展覧会業務等を開催するノウハウを持ち、かつ優れた展示計画やパネルデザインの作成が可能である者へ発注する必要があることから、公募型プロポーザルの実施により契約候補者を選定することとした。 プロポーザルに応募のあった3者の企画提案書を審査した結果、(株)アサツー・ディ・ケイを最優秀提案者として選定したことから、同社を契約の相手として一者随意契約による契約を締結する。	第167条の2 第1項第2号
28	文化観光国際部	世界遺産登録推進課	H27.8.12	イコモス調査に係るタクシー借上	1,867,350	長崎市大橋町25-6 ラッキー自動車株式会社 代表取締役 川添 暢也	本業務は世界遺産登録の重要な手続きであるイコモスの現地調査に必要な移動手段としてジャンボタクシーを借上げるものである。 現在長崎交通圏(長崎市、西彼杵郡)を営業区域とし、必要台数を所有しているのはラッキー自動車に限られることから、同社と契約を行うものである。 なお、タクシーの料金や営業区域は国により認可を受けており、長崎地域においては各社同一料金となっている。	第167条の2 第1項第2号
29	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.9.11	アンテナショップ賃貸借契約に伴う仲介人の契約	7,516,152	東京都新宿区西新宿3-1-4 住友不動産販売株式会社 常務執行役員法人営業本部長 恩田 陽男	本契約は長崎県アンテナショップの開設に向けて、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社が建設中の物件「アーバンネット日本橋二丁目ビル」に入居するため賃貸借契約を締結するにあたり、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社が指定する住友不動産株式会社へ、仲介人が行う業務を依頼するものである。 同者は貸主と県との調整を物件紹介から契約締結まで責任をもって業務を行っており仲介人として限定されるため、同者との随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.9.11	アンテナショップ開設 にかかる賃貸借契約	51,704,881	東京都千代田区外神田4-14-1 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 牧 貞夫	本契約は長崎県アンテナショップの開設に向け て、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社が建設中の物 件「アーバンネット日本橋二丁目ビル」に入居するた め賃貸借契約を締結しようとするものである。 本物件の所有者(貸主)が限定されるため、同者との 随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
31	文化観光国際部	世界遺産登録 推進課	H27.9.17	「長崎の教会群とキリ スト教関連遺産」イコ モス現地調査通訳業 務	2,532,422	中央区築地1-12-6 株式会社 サイマル・インターナ ショナル 代表取締役社長 藤井 ゆき子	本業務は世界遺産登録の重要な手続きであるイコ モスの現地調査における通訳業務である。現地調 査という限られた場面において、調査員に対して説 明内容や質疑回答を正確に理解してもらうための確 実な通訳が求められるため、契約の相手方は、高度 な人材を有し、かつ、十分な経験・実績がなければ ならない。 株式会社 サイマル・インターナショナルは、通訳業 務を行う国内トップ企業であり、文化庁が所管する 世界文化遺産案件についても、過去10年間の全て のイコモス現地調査で通訳業務を行っている。近年 のイコモス現地調査における経験やノウハウを有す るのは同社のみであり、文化庁においても同社のこ れまでの実績を高く評価している。以上のことから、 本業務に精通し確実に業務を遂行できるのは、株式 会社サイマル・インターナショナルに限られる。	第167条の2 第1項第2号
32	文化観光国際部	文化振興課	H27.9.28	平成27年度地域発「な がさき文化のちから」 創生事業開催業務委 託	1,000,000	長崎市野母町1665番地 フラワーフェスタ音楽祭in長崎県 亜熱帯植物園 実行委員会 会長 宮津 仁志	当事業は単にイベント実施を目的とするものではな く、離島・半島に住む人々が自ら望む文化・芸術をマ ネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地 域内外の交流を促進することを目的とするものであ る。その目的を達成するためには行政、地域住民など を主体とする本実行委員会が地元での事前協議 から実施までを担う必要があり、相手方が特定され るため。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	文化観光国際部	文化振興課	H27.10.5	長崎県美術館大型映像装置修繕業務	3,510,000	福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 九州本部長 木崎 秀介	長崎県美術館エントランスに設置している大型映像装置について、設置から10年以上を経過し、LED電源等の劣化により映像不良等が度々発生しているため修繕が必要となっている。 本機は三菱電機(株)が製造した精密機械であり、修繕用の部品も同社の工場で作成する必要があるなど、修繕を行えるのは三菱関連会社である三菱電機プラントエンジニアリング(株)に限定されるため、同社を契約の相手方として一者随契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号
34	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.11.19	長崎県アンテナショップ整備・運営業務委託	106,000,000	東京都港区台場2-3-4 乃村工芸社グループ代表者 (株)乃村工芸社 代表取締役社長 榎本 修次	本業務は来年3月オープンに向け長崎県アンテナショップ(情報発信拠点)を整備・運営するために必要な業務を委託するものであり、計画的かつ迅速に実施できる業者でなければならない。そのため公募型プロポーザルを実施し選定委員会で選定された最優秀提案者との協議を行い、その内容が整ったため、同者との随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
35	文化観光国際部	文化振興課	H27.11.20	長崎学小企画展委託	1,543,200	東京都港区台場2-3-4 株式会社 乃村工芸社 代表取締役社長 榎本 修次	本業務は、ミュージアム連携促進として、県の中核施設(長崎県美術館、長崎歴史文化博物館)の専門職員が地域のミュージアム関係者等と連携し、県内の地域の歴史・文化を調査、顕彰し、広く紹介するものである。 このため、中核施設である長崎歴史文化博物館を中心として展示・運営させるものであり、当該業務を委託する相手は同博物館の指定管理者である乃村工芸社に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 文化観光国際部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	文化観光国際部	物産ブランド推進課	H27.12.8	食べてみんな！来てみんな！長崎キャンペーン実施業務委託	8,000,000	大阪府大阪市北区柴田1-16-1 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役社長 角 和夫	本業務は、九州新幹線西九州ルート開業を見据え、今後ますます本県とのアクセス向上が見込まれるとともに、本県出身者も多く居住する関西地区において、本県認知度の向上、県産品ブランド化、販路拡大等を図ることを目的とし、大手交通事業者グループとのタイアップにより、交通広告、系列ホテルレストラン、流通業等における長崎フェアの開催等、長崎県総合プロモーションを実施するものである。契約相手方は、関西地区に広い路線網を有し、沿線人口が多い。また、系列のスーパーマーケット(阪急オアシス)は本県とパートナーシップ協定を締結し、同系列の阪急百貨店とともに積極的に長崎フェアを実施しており、本業務の実施は、それら長崎フェアの取組みとの連動により相乗効果が得られる本契約相手以外にはない。	第167条の2 第1項第2号
37	文化観光国際部	文化振興課	H28.3.4	長崎歴史文化博物館・長崎県美術館展示環境空気質精密測定業務委託	2,462,400	福岡市博多区東比恵3丁目6番1号 光明理化学工業株式会社 福岡営業所 所長 大沢 桂一	本業務は、開館から10年目を迎えた長崎歴史文化博物館及び長崎県美術館の重要文化財等を展示する展示ケース内空気質精密計測の必要性が生じたため、文化財に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質等がどれほどの分量放散されているのかを詳細に計測して数値化することを主務とした業務である。空気質計測の手順は、(1)計測、(2)分析、(3)対処方針立案、の流れで実施される。このうち、(1)(2)は、計測しながらリアルタイムで分析をすることが正確な結果を得る上では欠かせない。(3)については別途契約。上記(1)(2)業務を同時に遂行可能な委託先は、光明理化学工業株式会社に限られる。	第167条の2 第1項第2号